

川西保健衛生施設組合告示第13号

川西衛生センター包括管理運営業務総合評価入札実施要綱を次のように定める。

令和2年7月29日

川西保健衛生施設組合 組合長 花岡利夫

川西衛生センター包括管理運営業務総合評価入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西保健衛生施設組合が発注する「川西衛生センター包括管理運営業務」(以下「本業務」という。)について、総合評価入札に関し、川西保健衛生施設組合財務規則(平成19年2月8日規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価入札」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や性能等を総合的に評価し、落札者を決定する方式の入札をいう。本業務の発注手続きにおいて、入札の参加希望者を公募し、所定の資格要件を満たす応募者から入札書と包括管理提案書の提出を受け、価格と品質の総合的な評価により受託者を決定する入札・契約方式であり、より公正で競争的な入札の実施及び業務品質の確保を目指すものである。

(総合評価入札審査会)

第3条 組合長は、本業務の発注手続きの実施に先立ち、川西衛生センター包括管理運営業務総合評価入札審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、2名以上の学識経験者を含めるものとし、次の各号に掲げる事項を審査して、その結果を組合長に報告するものとする。

- (1) 本業務の発注手続きに係る入札説明書類の審査
- (2) 総合評価入札の参加資格要件の設定
- (3) 総合評価入札の落札者決定基準の設定
- (4) 総合評価入札の参加資格の審査
- (5) 本業務の要求水準書の審査

- (6) 入札書及び包括管理提案書の審査
- (7) 優秀提案者の特定
- (8) その他、発注手続きに必要な事項の審査

3 組合長は、総合評価入札の落札者決定基準を定めるとき、あるいは本業務の落札者を決定するときは、審査会の報告を通じて学識経験者の意見を聴取するものとする。

4 審査会の設置、組織等については、「川西衛生センター包括管理運営業務総合評価入札審査会設置要綱」で別に定める。

(実施の公示)

第4条 組合長は、本業務の発注手続きを行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、公示するものとする。

- (1) 実施の目的
- (2) 本業務の概要
- (3) 総合評価入札の参加資格要件
- (4) 参加資格審査申請書類の作成、提出に係る事項
- (5) 入札書及び包括管理提案書の作成、提出に係る事項
- (6) 総合評価入札の落札者決定基準
- (7) その他審査会が必要と認める事項

2 前項の規定に基づき公示する書面は、入札説明書、落札者決定基準及び様式集（以下「入札説明書類」という。）とし、審査会の審議を経て、別に定めるものとする。

3 第1項及び第2項の規定に基づく入札説明書類の公示は、川西保健衛生施設組合の掲示場及び組合を組織する市町の掲示場において掲示する他、組合のホームページ等へ掲載する方法によるものとする。

4 第3項の規定による公示を行う期間は、15日以上とし、あらかじめ組合長が定めるものとする。

(参加資格審査申請書類の収集期間及び審査期間)

第5条 本業務の発注手続きに係る参加資格審査申請書類を収集する期間は、公示の日からおおむね30日以内とし、あらかじめ組合長が定めるものとする。

2 参加資格審査申請書類を審査する期間は、参加資格審査申請書類の提出期限の日からおおむね30日以内とし、あらかじめ組合長が定めるものとする。

(参加資格審査申請書類の内容)

第6条 本業務の発注手続きに係る参加資格審査申請書類は、次の各号に掲げる内容についての記載を求め収集するものとする。

- (1) 本業務の発注手続きに係る参加意思表示
- (2) 守秘義務に関する誓約
- (3) 会社概要
- (4) 本業務と同種業務又は類似業務の実績
- (5) 本業務に配置を予定する廃棄物処理施設技術管理者の資格及び経歴
- (6) その他審査会が必要と認める事項

2 前項の第4号及び第5号に示した内容については、これを証する書類を添付させるものとする。

(参加資格審査申請書類の審査)

第7条 本業務の発注手続きに係る参加資格審査申請書類は審査会が審査し、次項に示した総合評価入札の参加資格要件に関する審査結果表を作成して、所定の資格要件を具備する者を認定するものとする。

2 総合評価入札の参加資格要件は、次の各号に掲げるものを基本とし、審査会の審議を経て決定するものとする。

- (1) 政令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 川西保健衛生施設組合、長野県及び国から指名停止措置を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者においては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定されている者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者においては、同法に基づく裁判所からの再生計画決定されている者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 組織市町の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団関係者でないこと。
- (9) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれにも該当しない者
- (10) 一方の会社の会社法上の役員（以下「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれにも該当しない者

(11) 元請けとして、本業務と同種又は類似業務の受託実績のある者

(12) し尿処理に係る廃棄物処理施設技術管理者講習の管理過程を修了し、かつ、本業務と同種又は類似業務の経験がある技術者を専任で配置できる者

(13) その他審査会が必要と認める事項

3 参加資格審査申請書類に虚偽の記載事項がある場合は、当該参加資格審査申請書類を無効にするものとする。

(包括管理提案書の提出要請)

第8条 組合長は、本業務の発注手続きに係る参加表明書を提出したものに、本業務の要求水準書案を貸与する。

2 組合長は、本業務の発注手続きに係る参加資格審査申請書類を提出し、第7条の規定により参加資格を認定された者に対し、認定された旨を通知するとともに、包括管理提案書の提出を要請する。

3 包括管理提案書の提出要請を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 参加資格審査申請書類を提出したが第7条の規定により選考されなかった者に対しては、参加資格を認定されなかった旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(包括管理提案書の収集期間及び審査期間)

第9条 本業務の包括管理提案書を収集する期間は、提出要請の日からおおむね3月以内とし、あらかじめ組合長が定めるものとする。

2 包括管理提案書を審査する期間（第13条に定める定量化審査を含む。）は、包括管理提案書の提出期限の日からおおむね3月以内とし、あらかじめ組合長が定めるものとする。

(包括管理提案書の内容)

第10条 本業務の包括管理提案書は、次の各号に掲げる内容についての記載を求め収集するものとする。

- (1) 本業務に関する包括管理提案書の提出表明
- (2) 本業務に関する運営管理体制
- (3) 本業務に関する運転管理業務
- (4) 本業務に関する施設保全業務
- (5) 本業務に関する用役及び物品類の調達・管理業務
- (6) 本業務に関するその他業務
- (7) 同種業務及び類似業務の受託実績

(8) その他審査会が必要と認める事項

(ヒアリングの実施)

第11条 本業務の包括管理提案書に示された提案内容の確認を行うため、審査会が包括管理提案書の提出者に対しヒアリングできるものとする。

2 ヒアリングは、提案の内容と業務への取り組み姿勢などに関する質疑応答を行うものとする。

3 ヒアリングにより得られた情報は、第13条に定める入札書及び包括管理提案書の定量化審査に反映させるものとする。

(入札の執行)

第12条 組合長は、包括管理提案書の提出者に本業務の要求水準書を貸与し入札を執行するものとする。

2 包括管理提案書を提出していない者又は提出した包括管理提案書に不備不足や重大な瑕疵がある者は入札に参加させないものとする。

(入札書及び包括管理提案書の定量化審査)

第13条 本業務の入札書及び包括管理提案書は、入札説明書類である落札者決定基準に定める審査方法、審査項目及び評価基準に基づき、審査会が定量化審査を行い、審査結果表を作成して、本業務に最も適した者を特定し、組合長に報告するものとする。

2 本業務に最も適した者は、落札者決定基準に基づき定量化された包括管理提案書及び入札書の総合評価点数が最も高い者とする。

3 入札書及び包括管理提案書に虚偽の記載事項がある場合は、当該書類を無効にするものとする。

4 入札書及び包括管理提案書の提出から定量化審査が終了するまでの期間において、入札書及び包括管理提案書の提出者が第7条第2項の参加資格要件を具備しなくなった場合は、その提出書類を無効にするものとする。

(落札者の決定)

第14条 組合長は、第13条の規定により審査会が審査し特定した入札書及び包括管理提案書の提出者を、本業務の総合評価入札における落札者として決定するものとする。

2 審査会の審査結果において、総合評価点数が最も高い者が2者以上あるときは、当該入札書及び包括管理提案書の提出者に、くじを引かせて落札者を決定するものとする。当該入札書及び包括管理提案書の提出者がくじ引きに参加できないときは、本業務の発注手続きに関連のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

3 前条までの手続きは、本業務の業者選定手続きに参加を希望する者があった場合、そ

の数にかかわらず行うものとする。

4 前条までの一連の手続きを実施した上で、有効な入札書の提出者がなかった場合は、審査会の審査、承認を経て、包括管理提案書の提出者との契約交渉により、本業務に係る委託契約の対象者を決定できるものとする。

5 本業務の総合評価入札における落札者又は本業務に係る委託契約の対象者が、契約を締結するまでの期間において、第7条第2項の参加資格要件を具備しなくなった場合は、契約を締結しないものとする。

(総合評価結果の公表)

第15条 組合長は、本業務の委託契約締結後、入札書及び包括管理提案書の審査結果について、速やかに公表するものとする。

(苦情申立等)

第16条 本業務の発注手続きに係る参加資格審査申請書類を提出したが第7条の規定により参加資格を認定されなかった者は、通知の日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条で定められた祝日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により認定されなかった理由の説明を組合長に対し求めることができるものとする。

2 本業務の発注手続きに係る参加資格を認定され、入札書及び包括管理提案書を提出したが第13条の規定により特定されなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を組合長に対し求めることができるものとする。

3 組合長が非認定理由あるいは非特定理由の説明を求められた場合は、当該書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

(発注支援、技術支援の要請)

第17条 組合長は、本業務に係る発注手続きの実施に当たり必要と認めるときは、相応の知識と経験を有する第三者の専門家に支援を要請することができるものとする。

(補則)

第18条 本業務の発注手続きに係る参加資格審査申請書類、入札書及び包括管理提案書の作成・提出、並びにヒアリングに要する費用は、各書類の提出者の負担とするものとする。

2 提出された参加資格審査申請書類、入札書及び包括管理提案書は、原則としてその提出者へ返却しないが、提出者に無断で本業務の発注手続きに係る審査以外の目的で使用し

ないものとする。

3 参加資格審査申請書類、入札書及び包括管理提案書に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等の措置が行えるものとする。

4 その他総合評価入札による本業務の発注手続きに関し必要な事項は、組合長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。